

ヘルパーを 悩ませないで

白井正夫 元朝日新聞編集委員

夏は暑いのが当たり前とわかっていても、今夏は暑かった。9月19日、東京都心は30度を超え、今年67日目の真夏日となり、過去最多を記録した。同じ日で、新潟市は最多タイの55日、高松市は最多の85日。日本全体が暑かった。

明治42年生まれながら独り暮らしをする母がさすがに夏バテして、郷里からSOSがきた。細君が「しっかり鬼嫁を務めてくる」と8月下旬、母の手助けに出かけた。2週間の遠距離介護をすませた「帰国談」に、母が利用している介護保険サービスのヘルパーさんの話があった。

以前書いたことがあるのだが、母は3年前に交通事故で骨折した。そのまま寝たきりになるのではという大方の心配をよそに、歩きたい一心でリハビリをがんばり、小さな杖1本を使って歩けるまでになった。介護保険を申請して要介護認定の訪問調査スタッフが初めて家に来る日、「今日はお客さんが来るから」と朝から玄関、部屋の掃除を始め、付き添いに行った私たちを慌てさせた。調査でも大いに元気なところを見せてくれたが、それでも「要介護1」の認定を受けた。

6月から週に2日、それぞれ1時間半ずつ、ヘルパーのAさんがやってくる。訪問介護の中の「家事援助サービス」である。1時間半の中身は掃除が主で、必要に応じて食料品の買い物、庭

の草むしりもしてくれる。Aさんは50歳前後で、母も「いい人に当たった」と喜び、帰りにはいただき物のお裾分けを無理に持たせたりして、2人の関係も良好である。

■ 家事援助どこまで ■ 現場で広がる要求

話は、ある日の出来事である。母がAさんから上半身を拭いてもらっていた、というのである。ヘルパーさんが帰った後、「おばあちゃんは家事援助型だから、体を拭いてもらうのは契約違反ですよ。支払うお金も違うんですよ」とたしなめても、母には合点のいかない様子だった。掃除もすませ時間が余ったようで、「他に何かしましょうか」と言われたので頼んだら、快くやってくれたというのだ。暑くて汗ばむ日だった。

後日、Aさんには「おばあちゃんは介護保険の仕組みをわかっていないので、契約以外のことは遠慮なく断ってください」とお願いした。「私も2級研修をすませたばかりなので、身体介護をやってみたいけど……」と笑ってくれたが、規定以上のことを頼まれれば、やはり内心困っていたのではないかと、思っ

た。ホームヘルパーさんを困らせるこうした事例は、全国的に蔓延しているようだ。

介護保険の訪問介護サービスは「家

事援助」「身体介護」「複合型」の3類型があり、それぞれの役割が決められ、介護報酬単価も違う。介護保険がスタートしてから、現場を持つ市町村や介護事業者から訪問介護のさまざまな問題が指摘されているが、「家事援助の範囲」と「提供する身体介護サービスの実態が3類型に合わない」が最大の悩みだった。「私たちを家政婦と勘違いしないで」とヘルパーさんを戸惑わせる利用者のサービス要求と、身体介護でも低い単価と高い単価の類型区分があいまいな制度の不合理からきている。

このうち厚生省は訪問介護の家事援助サービスについて、今年7月末の医療保健福祉審議会の部会に「不適正事例」をまとめて示した。とかくあいまいになりがちな家事援助で、介護保険の対象外サービスを例示し、介護保険給付の範囲と範囲外の線引きをはっきりさせた。

厚生省の基準では「身体介護以外の訪問介護で、掃除、洗濯、調理などの(本人の)日常生活の援助」とある。しかし現場では、庭の草むしり、家族の衣類も交じった洗濯、さらに町内会で当番の通路掃除、カラオケの同行、美容院の付き添いまで、当初の想定を超える要求が飛び出している。「どこまでが家事援助か」とヘルパーの戸惑いは大きかった。

■ 草むしりは…? ■ 「ノー」と国が例示

不適正事例は「本人の」日常生活の援助をよりはっきりさせるため、大きく次の2項目(表)を上げている。

「直接、本人の援助」にならない行為
「日常生活の援助」にならない行為

家族の利便に供する行為や、ヘルパーが行わなくても日常生活に差し支えない行為は「介護保険の対象外」だというのである。そしてケアプラン作成段階から、「提供サービスの範囲」を利用者には十分説明して理解してもらう。それでも不適切サービスの提供を求められたら、ケアプラン作成やサービス提供を拒否することもできるとしている。もっとも、サービス時間を分けることで、保険対象外として利用者の自

表 家事援助の不適正事例(厚生省資料から)

「直接、本人の援助」にならない行為

- ▼家族分の洗濯、調理、買い物
- ▼主として利用者が使う部屋以外の掃除
- ▼来客の応接(お茶、食事)
- ▼自家用車の洗車

「日常生活の援助」にならない行為

1. 訪問介護員がしなくても日常生活に支障ない
 - ▼草むしりや花木の水やり
 - ▼犬の散歩やペットの世話
2. 日常の家事の範囲を超える
 - ▼家具、電気器具の移動、修繕
 - ▼大掃除、窓ガラスや床みがき
 - ▼家屋の修理、ペンキ塗り
 - ▼正月などの手間のかかる特別な調理
 - ▼植木のせんてい

己負担で提供する道はある。

審議会部会では具体例の説明に、委員から「こんな事例に介護報酬が支払われるのか」と驚きの声もでた。しかし、不適切な範囲やそれを規定することについては、次のようにいろいろな意見が出た。厚生省ホームページから、主な意見を拾ってみた。

「訪問介護の家事援助は介護保険サービスに適さないのではないか」(大学教授)

「介護が必要な人で家事援助が不要な人はいない。家族の負担を軽くするには、一律規制をしないで柔軟に対応してはどうか」(大学教授)

「事業者間の激しい競争が、そういったことまでやらざるを得ない状況を生んでいるのではないか」(市町村首長)

「利用者には大切な場合がある。不適正であるという判断は社会的に明確に認められないものに限るべきだ」(社会福祉研究者)

いくら不適正事例が例示されても、いろいろなケースを抱える介護の現場では「しゃくし定規」にはいかないことは明白だ。

庭の草むしりはダメと言われても、「利用者が日ごろ、歩き回る範囲で雑草が茂っていれば、足を引っかけて転倒する恐れはあり、草むしりはヘルパーの仕事になる」。また、本人分だけなら保険の範囲内とされても、「高齢者の自立のためなら、ヘルパーと一緒に台所

に立ち、家族の分も含めて調理することもある」。これは2000年9月5日付けの神奈川新聞「手探りの介護保険」に掲載された横浜市福祉サービス協会(介護事業者)の意見である。

利用者に説明して理解してもらったつもりでも、実際にサービスが始まると、「不適切」とされるいろいろな要求が利用者から出てくる、とNPO法人「コスモスの家」(川崎市)の渡辺ひろみ理事長も認めている。なかなか理屈通りにはいかないのである。

■ 適正利用進めと増員計画に赤信号

もう1つの「介護提供の実態が類型と合わない」問題は、ヘルパーさんの収入にも結びつくから深刻だ。

介護保険の利用希望者は当初270万人と推計されていたが、介護認定申請をした人は250万人とみられ、さらにサービス利用者はそれを下回ることが現実になった。利用サービスの選択も訪問介護では、介護報酬が高い身体介護(1時間4020円)、複合型(同2780円)より家事援助(同1530円)を選ぶ傾向がでている。支給限度額内でサービス回数を増やしたり、1割の自己負担料をできるだけ安くしたい利用者の自己防衛だ。

高齢になると身体介護を伴わない家事援助はないし、その逆もない、と言われている(2000年7月16日付け朝日

新聞社説より)。ヘルパーとして家事援助で訪問して、利用者のおむつが濡れていれば、取り換えてやる。体を拭いてくださいと頼まれれば、無視はできない。介護は人間が人間を支える仕事だからだ。それに、利用者との人間関係も良好に保ちたい。

しかし、現場のヘルパーさんには規定外の仕事をしなければならない不満は残るし、結果としてそれは自分たちへの低賃金に跳ね返ってくる。

例えば、家事援助を1時間して報酬1530円が事業者を支払われ、事務諸経費や研修費などを差し引いた1000円が自分の時給になるとする。おむつの交換や体拭きを余儀なくされても1000円だ。利用者が複合型なら時給も少しは増える。3類型の選択という制度が抱える不合理が利用者を安い方に走らせ、ヘルパーさんの不満と低賃金を招いた一面は否定できない。

厚生省が現場の不満を解消するため、「3類型と介護実態が合わない場合は、要介護認定の変更も含めてケアプランの作成変更を……」と対応策を示した。といっても、現行の仕組みと利用者の気持ちを考えれば実効性は乏しそうだ。

ホームヘルパーは全国で17万人いる。これは養成研修の修了者数である。厚生省は今後5年間で、これを2倍に増やす計画を持っている。

しかし、このままでは目標達成はとてもないそうもない。国民生活センターの97年調査で、首都圏のヘルパーの常勤は20%で、半数以上が月収10万円未満というデータがある。残念ながら、介護保険のもとでもこの数字はあまり変わらないという見方が有力なのだ。パート勤務が多い低賃金職種として、ヘルパーが職業として自立できないなら、目標達成は遠のくばかりだ。それは介護保険の赤信号にもつながる大事である。

郷里の母のわがままをさて置いて言うのも心苦しいが、利用者が本当に必要とする介護サービスを提供できる仕組みこそ必要である。ヘルパーさん1人だけを悩ませてはいけぬ。

●しらいまさお